

令和2年 5月28日 開会

令和2年第3回

農業委員会議録

つるぎ町農業委員会

つるぎ町農業委員会会議録（令和2年 第3回）	
招集場所	徳島県美馬郡つるぎ町貞光字東浦1番地3 つるぎ町役場 本庁舎2階委員会室
開会日時	令和2年 5月28日(木) 午後 1時23分
閉会日時	令和2年 5月28日(木) 午後 2時27分

議事録署名委員 3番 岡本 伸清 10番 小栗 利文

職務のため会議に出席した者職氏名	つるぎ町農業委員会事務局長 篠原 尚志 つるぎ町産業経済課課長補佐 松浦 陽子
説明のため会議に出席した者職氏名	

付議事件 別紙のとおり

## 付 議 案 件

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第3号 農用地利用集積計画による利用権設定について  
議案第4号 非農地通知について
- 日程第3 その他  
・第24期つるぎ町農業委員及び農地利用最適化推進委員の応募・推薦結果について

## 会議の経過

事務局長

それでは、定刻がまいりましたので、ただいまから令和2年第3回農業委員会を始めさせていただきます。

なお、本日の会議は、4名の委員さんが欠席されておりますが、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定によりまして、成立していることを、ご報告申し上げます。

それでは、会長より挨拶と議事の進行をよろしくお願ひ致します。

議長

一言、ご挨拶を申し上げます。

新緑が眩しい季節となり、日ましに太陽の日差しに汗ばむこの頃となりました。委員の皆様におかれましては、先般、会議のご案内を差し上げましたところ、公私共に大変お忙しい中にもかかわらず、ご出席を賜り、本会議が開催できることを厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルスの緊急事態宣言が解除となり、感染予防拡大防止でいろんな面で制限を心がけてきました私たちの心も少しは不安や緊張から解きほぐされた気がいたします。今後しばらくの間、まだまだ慎重な生活をお過ごしいただけますようお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、先般、会議のご案内を差し上げましたところ、公私共に大変お忙しい中、ご出席賜りまして本会議が開催できることを厚くお礼申し上げます。

なお、本日の案件はお手元の議案書のとおり、「日程第3」まででございます。

慎重審議を賜りまして、全案件のご承認をいただけますとともに、本会がスムーズに進行できますよう、ご協力を願い申し上げます。

それでは、早速ですが議事に入らせていただきます。

なお着座での進行とさせて頂きます。

議 長

「日程第1 会議録署名委員の指名について」お諮りを致します。会議規則第18条によりまして、私より指名してよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長

異議なしと認めます、それでは指名させて頂きます。

「3番 岡本委員」さん、「10番 小栗委員」さんをご指名いたしますのでよろしくお願い致します。

(農地法第3条)

議 長

続きまして「日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」お諮りを致します。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局長

着座での説明とさせて頂きます。

それでは議案書の1ページと会議資料の1~9ページを順次お開き下さい。「農地法第

3条の規定による許可申請について」でございます。今回の申請は、1件でございます。

譲渡人が「大阪市此花区島屋一丁目1番39号の●●●●」さん、譲受人が「つるぎ町一字字川又980番地4の●●●●」さんで、申請地は、「一字字赤松537番1・地目は畠・面積376m<sup>2</sup>」の土地でございます。

売買による所有権移転でございます。

また、3条申請については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。この土地については、農用地区域外の農地で、住宅地に隣接した土地であり、小集団の生産力の低い第2種農地で、許可要件は満たしていると判断されます。

以上で説明を終わります。

## 議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員さんの意見をお願いしたいところでありますが、この申請地については、小倉委員さんに現地確認をしていただきました。しかし。本日、小倉委員さんが欠席でありますので、議長の私が替わりまして、意見及び報告をさせていただきます。

## 議 長

No.1の申請地について、5月20日に事務局と小倉委員さんで現地確認が行われました。申請地については、会議資料7ページの位置図にありますように、譲渡人の居宅の裏側にある畠でございます。

この度、譲渡人と譲受人との間で売買の話が整ったので申請があがつたようです。権利取得後においては、申請地には、栗の木が植わっており、今後も同様の耕作また自家用野菜を栽培する計画となっております。

農地利用でございますので問題はないかと思いますので、よろしくお願ひ致します。

以上で説明を終わります。

ただ今の私からの報告について、ご異議、ご意見ございませんか、お諮りを致します。

各 委 員 意見なし。

議 長

ご異議がないようでございますので、「日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、承認することに決定いたしました。

各 委 員 異議なし。

議 長

ご異議がないようでございますので、「日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、承認することに決定いたしました。

(農地法第5条)

議 長

続きまして、「日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」

を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

### 事務局長

それでは議案書の2ページと会議資料の10～48ページを順次お開き下さい。

「農地法第5条の規定による許可申請について」でございます。

今回の申請は、3件でございます。

1件目が譲渡人「つるぎ町貞光字東浦115番地の●●●●さん、譲受人「東京都品川区西大井四丁目7番7号の合同会社●●●●代表社員 ●●●●さんで、申請地は、「貞光字宮内15番・地目は田・面積1, 177m<sup>2</sup>」の土地でございます。

太陽光発電施設設置としての使用に伴う、売買による所有権移転でございます。

2件目は譲渡人「徳島市川内町大松870番地9の●●●●さん、譲受人「板野郡藍住町勝瑞字西勝地54番地の●●●●さんで、申請地は、「つるぎ町半田字東久保437番7・地目は畠・面積72m<sup>2</sup>」の土地でございます。

3件目は譲渡人「つるぎ町貞光字町18番地2の●●●●さん、譲受人「つるぎ町貞光字東浦56番地2の●●●●さん・●●さん」共有持分で、申請地は、「つるぎ町貞光字東浦56番1・地目は畠・面積110m<sup>2</sup>」の土地でございます。

農用地区域外の農地で、住宅地に隣接した土地であり、小集団の生産力の低い第2種農地で、許可要件は満たしていると判断されます。

以上で説明を終わります。

## 議 長

事務局の説明が終わりました。No.2 の申請については、柴田委員さんの担当地区となっておりままでの、報告をお願いします。

## 柴田委員

No.2 の申請について、5月21日事務局と現地調査を行いました。

地番、地目、面積等につきましては、事務局の説明どおりでございます。

申請地は、会議資料の14ページの位置図にありますように、貞光宮内にある東出酒店沿いの道を東へ100m程進んで左側の畠の小道を挟んで隣に位置する休耕地の土地であります。

申請人は、土地の有効利用の手段として、平坦地で日当たりがよく、十分な発電量を見込める事から、太陽光発電施設を設置したいそうです。

12ページの事業計画書の3に記載のありますとおり、不陸整地を行い、防草シートを敷き、周辺にはフェンス施工、そして標識も設置する計画となっております。

取水・排水計画については、取水は必要なく、雨水は自然地下浸透となります。雑排水についても生じないとのことであります。

被害防除措置につきましても、土砂の搬入搬出はないため、大型車両の通行はないが、工事関係者の車両やパネル等の機材の搬入時には通行に十分配慮して、安全に工事が完了するよう努めることであります。騒音・振動等の公害についても発生することはないようであります。

以上でございます。

議 長

この申請地につきまして、担当委員より報告がありました。只今の報告についてご異議、ご意見ございませんか、お諮りを致します。

各 委 員 異議なし。

議 長

ご異議がないようですので、議案第2号のNo.2については、承認することに決定致します。

議 長

続きまして、No.3の申請について、浅川委員さんの担当地区となっておりますので、報告をお願いします。

浅川委員

No.3の申請について、5月21日事務局と現地調査を行いました。

地番、地目、面積等につきましては、事務局の説明どおりでございます。

申請地は、会議資料の29ページの位置図にありますように、半田東久保の住宅地の中の一軒であります東久保437番地5の居宅の裏側にあり、4月下旬時は、30・31ページの写真のとおり雑草におおわれた土地であります。

譲受人は、令和2年3月に24・25ページの事項証明書のとおり、隣接する宅地及び居宅を売買にて所有権を有しており、今回の申請地を現在の庭の延長で工事を行い、庭と

して利用したいそうです。

被害防除措置につきましても、ほとんど現在のまま利用する予定であり被害を与えることはないとのことです。また、雨水排水についても、水路の敷地が首位にあり十分に排水計画をされた土地であるということあります。

以上でございます。

議 長

No.3の申請地につきまして、担当委員より報告がありました。只今の報告についてご異議、ご意見ございませんか、お諮りを致します。

各 委 員 異議なし。

議 長

ご異議がないようですので、議案第2号のNo.3については、承認することに決定致します。

議 長

続きまして、No.4の申請について、柴田委員さんの担当地区となっておりますので、報告をお願いします。

柴田委員

No.4の申請について、5月21日事務局と現地調査を行いました。

地番、地目、面積等につきましては、事務局の説明どおりでございます。

申請地は、会議資料の 41 ページの位置図にありますように、貞光字東浦にある役場から南西 300m 程の所にある土地でございます。

住宅敷地への転用でございます。

申請者は現在、申請地の東側に隣接して建つ譲渡人（伯母）所有の住宅を借りて暮らしていますが、この度この居宅が老朽化により取り壊すこととなったので、この際、申請地を譲渡人から共有名義で贈与を受け、共有住宅を建築したいそうです。

44 ページの土地利用計画図にありますように、土地の造成については既に宅地化しており、隣接住宅と共に利用中であり、現在の家屋を解体後、平坦に整地する計画となっております。また、39 ページに記載の東浦 56 番地 2 の宅地を申請地と併せて一体利用し、居宅を建築し、建物残地の東側他部分については、庭及び露店駐車場として利用することになっております。

取水・排水計画については、取水は町上水道を利用し、排水は公共下水道へ排出する計画です。

以上でございます。

議 長

No.4 の申請地につきまして、担当委員より報告がありました。只今の報告についてご異議、ご意見ございませんか、お諮りを致します。

各 委 員 異議なし。

議 長

ご異議がないようですので、議案第2号のNo.4については、承認することに決定致します。

以上、「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」No.2からNo.4の3件については、承認されました。

議 長

続きまして、「日程第2 議案第3号 農用地利用集積計画による利用権設定について」を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

(利用権)

議 長

続きまして、「日程第2 議案第3号 農用地利用集積計画による利用権設定について」を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

事務局長

それでは、議案書の3～4ページと会議資料の49～82ページを順次お開き下さい。

「農用地利用集積計画による利用権設定について」でございます。

今回は、再設定13件、新規設定3件でございます。

1件目は、「半田東中の●●●●さんから半田東中の●●●●さん」に、半田字東久保7

01番の田・139m<sup>2</sup>、同じく437番2の田・324m<sup>2</sup>、同じく720番2の田・243m<sup>2</sup>の使用貸借権3年の再設定です。作目は水稻です。

2件目は、「大阪府高槻市の●●●●さん」から「貞光野口の●●●●さん」に、貞光字中須賀74番1の畠391m<sup>2</sup>の使用貸借権2年の再設定です。作目は野菜です。

3～5件目は、「貞光太田第二の●●●●さん」に「貞光東浦北の●●●●さん」から、貞光字中須賀5番の田・1,000m<sup>2</sup>、貞光字馬出31番の田・992m<sup>2</sup>、字中須賀24番2の田・756m<sup>2</sup>、同じく21番2の田・115m<sup>2</sup>の賃借権1年の再設定で、作目は水稻。

「貞光太田第一の●●●●さん」から、貞光字太田西317番の田・919m<sup>2</sup>の賃借権5年の再設定で、作目は水稻。

「貞光野口の●●●●さん」から、貞光字宮下91番の田・1,510m<sup>2</sup>の賃借権3年の再設定で、作目は水稻です。

6件目は、「京都市南区の●●●●さん」から、「貞光北新町の●●●●さん」に貞光字馬出23番2の田・1,076m<sup>2</sup>の賃借権3年の再設定です。作目は水稻です。

7件目は、「半田長瀬の●●●●さん」から「半田上の原の●●●●さん」に、半田字東久保291番の田・342m<sup>2</sup>、同じく289番1の田・1,168m<sup>2</sup>の賃借権5年の再設定です。作目は、苗木です。

8件目は、「貞光四ツ辻の●●●●さん」から「貞光西新町の●●●●さん」に、貞光字宮下80番の田・1,698m<sup>2</sup>を賃借権3年の再設定です。作目は水稻です。

9件目は、「大阪市柏原市の●●●●さん」から、「半田上喜来の●●●●さん」に半田字上喜来158番1の畠・1,509m<sup>2</sup>、同じく169番1の1の畠・1,035m<sup>2</sup>、同じく169番3の畠・436m<sup>2</sup>、同じく172番5の畠・1,942m<sup>2</sup>、同じく172番

8の畑・155m<sup>2</sup>の使用貸借権5年の再設定です。作目は野菜です。

10件目は、「半田逢坂中の●●●●さん」から「半田逢坂中の●●●●さん」に半田字天皇83番の田・646m<sup>2</sup>の使用貸借権5年の再設定です。作目は、水稻です。

11件目は、「小松島市小松島町の●●●●さん」から「一宇漆日浦の●●●●さん」に、貞光字日浦133番の畑・816m<sup>2</sup>、同じく127番の畑300m<sup>2</sup>、同じく129番の畑・257m<sup>2</sup>の使用貸借権5年の再設定です。作目は野菜です。

12～13件目は、「半田松生の●●●●さん」に「半田松生の●●●●さん」から、半田字松生244番4の田・592m<sup>2</sup>の賃借権5年の再設定で、作目は野菜。「徳島市国府町の●●●●さん」から半田字松生244番2の田・800m<sup>2</sup>の使用貸借権5年の再設定で、作目は野菜です。

次は新規設定の1件目です。

「半田中藪の●●●●さん」から、「半田逢坂北の●●●●さん」に半田字中藪358番の田・893m<sup>2</sup>、同じく366番2の田・1, 128m<sup>2</sup>、同じく377番の田・1, 015m<sup>2</sup>の使用貸借権5年の新規設定です。作目は、野菜です。

新規設定2件目は、「貞光白村の●●●●さん」から「美馬市美馬町の●●●●さん」に、貞光字白村288番1の畑・1, 668m<sup>2</sup>、同じく288番2の畑・297m<sup>2</sup>の使用貸借権5年の新規設定です。作目は、柚子です。

新規設定3件目は、「美馬市脇町の亡●●●●相続財産管理人・●●●●さん」から「阿波市市場町の●●●●さん」に、貞光字白村191番の畑・369m<sup>2</sup>で作目は芋、同じく262番の田・394m<sup>2</sup>で作目は芋、同じく294番の畑・477m<sup>2</sup>で作目は茄子、同じく304番の749m<sup>2</sup>で作目は茄子です。同じく310番地の畑・433m<sup>2</sup>で作目はオクラ、同じく582番の畑・1, 402m<sup>2</sup>で作目は胡瓜の合計6筆が使用貸借権1年の新規

設定です。

以上、再設定13件、新規設定3件、合計16件 27,986m<sup>2</sup>でございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議 長

事務局より説明が終わりました。

それでは、只今の「農用地利用集積計画による利用権設定について」ご異議・ご意見はございませんか、お諮り致します。

各 委 員 異議なし。

議 長

ご異議がないようでございますので、「日程第2 議案第3号 農用地利用集積計画による利用権設定について」は、承認することに決定致します。

議 長

続きまして、「日程第2 議案第4号 非農地通知について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局長

議案書の7ページと会議資料の83~90ページを順次お開き下さい。

「非農地通知について」でございます。

申請については、申請人が、「大阪市此花区島屋一丁目1番39号の●●●さん」でございます。

申請地につきましては「一宇字赤松558番1で登記地目は畠、面積については、89.9m<sup>2</sup>」の土地でございます。

5月20日に、小倉委員さんと事務局とで現地を確認しました。

申請地は、資料の86ページの位置図にありますように、ちょうど役場一宇支所の裏側にあり、昭和51年9月の台風17号の大雨により崩壊し、当時の旧一宇村役場庁舎半分が埋没した時にまさに崩壊した山の畠でありました。崩壊後は、杉の木が植林され、87ページと90ページの写真のとおりに至っております。

周囲の状況等からみて、この土地を農地として復元しても継続して利用することが出来ないと見込まれます。

以上で説明を終わります。

## 議 長

事務局の説明が終わりました。只今の「非農地通知について」、ご質疑・ご意見はございませんか。

各 委 員 異議なし。

(その他)

議 長

次に、「日程第3 その他」についてを議題と致します。

事務局より、事務連絡があります。

事務局長

それでは、事務連絡を2件ほどお願ひいたします。

- ・第24期つるぎ町農業委員及び農地最適化推進委員の応募・推薦結果について
- ・農作業機付き農耕トラクタの公道走行について

(以上について別紙資料にて説明する。)

議 長

事務局より説明がございましたが、何かご意見等ございませんか。

各 委 員 意見なし。

議 長

その他ご意見ございませんか。

各 委 員 意見なし。

議 長

それでは、これで本日の議題はすべて終了致しました、長時間、慎重審議いただきまして有難うございました。

以上をもちまして本会を閉じることに致します。

終了 午後 2時27分

令和 2年 5月28日

つるぎ町農業委員会 会長 坂本 誠治

上記会議録は、真正であることを認め署名する。

議事録署名者 3番委員

議事録署名者 10番委員